15　法第四十一条の十三の三第七項第十号の承認を受けようとする者は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した申請書にその者が同項第二号に規定する特定口座管理機関（第十九項において「特定口座管理機関」という。）又は同条第七項第三号に規定する特定間接口座管理機関（第十九項において「特定間接口座管理機関」という。）である旨を特定振替機関が証する書類を添付して、これを当該特定振替機関を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

16　第三条第八項及び第九項の規定は、前項の申請書の提出があつた場合について、同条第十項の規定は、法第四十一条の十三の三第九項の規定による承認の取消しの処分を行う場合について、それぞれ準用する。

17　特定振替割引債につき法第四十一条の十三の三第七項第十号の承認を受けようとする者が特定振替社債等につき法第五条の三第四項第八号の承認を受けている場合における第十五項の規定の適用については、同項中「その者が同項第二号に規定する特定口座管理機関（第十九項において「特定口座管理機関」という。）又は同条第七項第三号に規定する特定間接口座管理機関（第十九項において「特定間接口座管理機関」という。）である旨を特定振替機関が」とあるのは「法第五条の三第四項第七号に規定する特定振替社債等につき同項第八号の承認を受けていることを」と、「当該特定振替機関」とあるのは「特定振替機関」とする。この場合において、同項の申請書の提出があつたときは、その提出の時において法第四十一条の十三の三第七項第十号の承認があつたものとみなす。

18　法第四十一条の十三の三第十項に規定する政令で定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものとする。

19　特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関は、財務省令で定めるところにより、その受けた法第四十一条の十三の三第十項の規定による通知が書面による方法で行われた場合には当該書面を保存し、その受けた同項の規定による通知が前項に規定する方法で行われた場合には当該通知がされた事項を同項に規定する電子情報処理組織に係る入出力装置（財務省令で定めるものに限る。）を用いて出力することにより作成した書面又はマイクロフィルムにより保存しなければならない。

20　法第四十一条の十三の三第十一項に規定する政令で定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものとする。

21　特定振替割引債（法第四十一条の十三の三第一項に規定する一般割引債に該当するものに限る。）の償還金の支払をする者は、財務省令で定めるところにより、その受けた同条第十一項の規定による通知が書面による方法で行われた場合には当該書面を保存し、その受けた同項の規定による通知が前項に規定する方法で行われた場合には当該通知がされた事項を同項に規定する電子情報処理組織に係る入出力装置（財務省令で定めるものに限る。）を用いて出力することにより作成した書面又はマイクロフィルムにより保存しなければならない。

22　第三条第一項から第四項まで、第十項、第十五項から第十七項まで及び第二十項から第二十四項までの規定は、法第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第二項から第四項まで、第八項から第十四項まで、第十六項及び第十七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第三条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	同項の規定の	法第四十一条の十三の三第一項の規定の
第二項	及び法第五条の二第一項	及び法第四十一条の十三の三第一項
	第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十一項	第五条の二第十一項

	第二項第一号	「特定振替割引債	「振替国債等
		第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十四項	第五条の二第十四項
	第二項第二号	第五条の二第一項	第四十一条の十三の三第一項
		同条第一項に規定する営業所等	国内にある営業所若しくは事務所
		第五条の二第七項第二号	第四十一条の十三の三第七項第二号
		特定振替割引債	振替国債等
		第四十一条の十三の三第一項	第五条の二第一項
		第五条の二第七項第二号	第四十一条の十三の三第七項第二号
	第三項	特定振替割引債	振替国債等
	第十五項	特定振替割引債	振替国債等
		第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十一項（	第五条の二第十一項（
		法第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十一項に	同条第十一項に
	第二十三項	同条第一項の	法第四十一条の十三の三第一項の
		法第五条の二第十一項の	同項の
	第二十三項の表第二項の項	同条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第一項	同条第十二項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の十三の三第一項
		第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十四項	又は法第五条の二第十四項
		第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十七項	又は法第五条の二第十七項